

「菊池市一般廃棄物最終処分場整備事業に係る環境影響評価方法書」
に関する

熊本県知事意見

[全般的事項]

事業実施による環境への影響は、その事業の特性や事業が実施される地域の特性により異なり、その特性を十分把握したうえで、メリハリの効いた環境影響評価に繋げることが重要である。今後、準備書作成に向け、可能な限り事業特性を明らかにするとともに地域特性の把握に努める必要がある。

『最終処分場の存在（土地の改変）』及び『廃棄物の埋立て』における「水環境」や「土壌に係る環境その他の環境」に係る環境影響評価項目の大部分は、浸出水が地下に浸透しないよう二重の遮水構造とすることや浸出水を循環利用し公共用水域に放流しないことから環境への影響は少ないとして選定されていない。しかし、可能性は低いとしても遮水シートの破損等による汚染物質の流出も考えられることから、環境影響評価項目に選定すべきか検討する必要がある。

事業実施による環境影響を的確に把握するためには、事業実施前に事業実施区域とその周辺の現状を正確に調査しておき、必要に応じ工事施工時及び完了後に継続的な監視（モニタリング）調査等を実施する必要がある。また、調査の結果、著しい環境影響が認められた場合の対応方針（保全策）をあらかじめ検討し、その内容を準備書に記載する必要がある。

方法書には、最終処分場の貯留構造物が4案示されているが、工法の選定に当たっては、特に汚染物質が流出しないよう十分配慮するとともに、決定に至った検討経緯とその具体的な構造を準備書において明らかにする必要がある。

また、遮水シートは、土壌汚染や地下水汚染防止にとって重要であるため、その材質や耐久性等を明らかにする必要がある。

浸出水処理設備フローにおける各工程の目的、処理条件、処理方式を明らかにすること。また、浸出水の処理を外部委託する場合の基準を明確にする必要がある。

最終処分場は、盛土部に計画され地盤沈下に伴う構造物への影響が懸念されるため、安全対策に十分配慮するとともに、準備書においてその構造を明らかにする必要がある。

一般廃棄物の最終処分場から排出する「浸出水」の処理が「外部委託処理」を含めた循環利用となっているが、埋立地の閉鎖後どのように管理するのか、準備書に記載する必要がある。

[水環境]

水質（水の汚れ、富栄養化、有害物質）、底質（有害物質）、地下水（水位、流向等）について、環境影響評価項目に選定すべきか検討する必要がある。

事業実施による環境影響を把握するため、事業実施前に水環境（水質、底質、地下水）を調査しておく必要がある。

表層地質図から判断すると、事業実施区域には、Aso-1 火砕流堆積物（溶結凝灰岩）が分布し、さらにその上を Aso-4 火砕流堆積物（軽石凝灰岩）が覆っていることから、大雨時に地下水面が大幅に上昇する可能性がある。地下水調査においては、特に大雨時に地下水面がどのように変化するか十分把握する必要がある。

観測井戸水質（地下水環境基準項目 26 項目、BOD）に EC（電気伝導度）を追加すべきか検討する必要がある。

モニタリング井戸設置に当たっては、帯水層、地下水の流れを十分把握して、位置や深さを決める必要がある。特に新設の最終処分場下流に設置する井戸については、地下水流動方向の下流で可能な限り地表面に近い帯水層を調査する必要がある。

[土壌に係る環境その他の環境]

土壌（土壌汚染）について、環境影響評価項目に選定すべきか検討する必要がある。

[動物・植物・生態系]

「廃棄物の埋立て」における動物・植物・生態系について、環境影響評価項目に選定すべきか検討する必要がある。

計画に当たっては、周辺の地形、竹林及び雑木を可能な限り保存する必要がある。また、埋立てが完了し、廃棄物が安定化した後の処分場の跡地利用に関しては、動物・植物・生態系にも配慮した計画とし、準備書においてその具体的な計画を示す必要がある。

水生動物の調査地点については、現地調査のうえ、動物の生育種の多様な地点を選定する必要がある。

[その他]

準備書の作成に当たっては、使用する用語の定義付けを明確に行ったうえで使用するなど、的確な記述に努めること。また、引用したデータや文献等については、正確に記載し、どの資料等によるものか、その出典や根拠を明確にすること。

準備書全体の記述に関しては、文書体系を整理して、読みやすい構成とするよう努めること。重要な項目の説明については、関係する各項で詳細に記述し、理解を助ける努力を行うこと。

動植物の記載に当たって学術的分類に準拠した表記順とするなど、基本的な記載に誤りのないよう十分留意すること。